

17.
専売局官制中改正ノ件

M-0058

0372

送 受 及 號 局 議 合								日 月 年 受 及 號 省	
第	第	第	第	第	第	第	第	省 號 及 受 日 月 年	
號	號	號	號	號	號	號	號	163	
送	送	送	送	送	送	送	送	19 24	
月	月	月	月	月	月	月	月	19 24	
日	日	日	日	日	日	日	日	19 24	
臺灣ニ於ケル苦汁專賣ニ伴ヒ臺灣總督府專賣局官制中改正ノ必要ヲ認ム仍テ別紙勅令案ヲ提出ス								案 起 昭和十九年八月二十一日 局 受	
臺灣總督府專賣局官制中改正ノ件								日 號 昭和十九年八月廿六日	
請 議 案								日 月 日	
大臣								施行 昭和十九年八月廿六日	
次 官								主 查 總 務 課 長	
文 書 課 長								經 濟 課 長	
管 理 局 長								日 月 日	

M-0058



十五日分

朕臺灣總督府專賣局官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十九年九月十四日

内閣總理大臣

内務大臣

勅令第 五〇 號

内務省

臺灣總督府專賣局官制中左ノ通改正ス

第一條第一號中「鹽」ノ下ニ「、香汁」ヲ加フ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

原格 B 4



理由

吾汗專賣實施ノ爲之ニ關スル規定ヲ設クルノ要アルニ依ル

内務省

規格 B 4

M-0058

0376

說 明

臭素、マグネシウム、加里等現下必要缺クベカラザル重要物質ハ
 孰レモ製鹽副産物タル苦汁ニ含有セラレ其ノ全處理操作ニ依リ之
 ヲ生産シ得ルモノニシテ苦汁利用工業ノ確立ハ最モ緊要ナル事項
 ナルモ之ガ爲ニハ其ノ不可缺ノ前提トシテ適正ナル品質ノ原料苦
 汁ヲ低廉ナル價格ヲ以テ圖滑ニ供給スベキ體制ヲ整フルヲ要ス
 而シテ臺灣ニ於テハ苦汁生産並ニ苦汁利用工業ノ現況ニ鑑ミ原料
 苦汁ノ合理的生産及集荷ノ指導取締ノ徹底ヲ期シ之ガ供給ノ圖滑
 化ヲ圖ル爲ニハ苦汁專賣制度ヲ實施シ鹽專賣制度ト一體的關係ヲ
 保チツツ運営スルヲ最モ有效適切ナルモノトス即チ

(1) 苦汁ハ製鹽ノ最終工程ニ於テ採鹽シタル後ニ存スル殘滓液ニ
 對シ一定ノ操作ヲ加ヘ適度ニ濃縮シテ生産スルモノニシテ製鹽
 ト不可分ナル副産物關係ニ在ルモノナルヲ以テ現在ノ鹽專賣機
 構ヲ活用シ其ノ生産及收納ニ付製鹽ト一體のニ計畫指導取締ヲ

内 務 省

實施セバ苦汁生産ノ合理化及所要量確保ニ遺憾ナキヲ期シ得ル
 ノミナラス之ニ當ルベキ人員ノ節約ヲ圖ルコトヲ得

(2) 苦汁利用工場ノ周年運轉ヲ爲サシムル爲ニハ原料苦汁ノ確保
 ノ爲常ニ相當量ノ貯藏管理ヲ必要トシ殊ニ天日製鹽法ニ依ル鹽
 灣ニ於テハ天候ニ支配セララルコト多ク其ノ要特ニ大ナルカ苦
 汁利用工業ハ今日尙新興工業ノ域ヲ脱セズ多額ノ經費ヲ要スル
 貯藏施設ヲ設クルコトハ其ノ採算上相當困難ナル事情ニアルヲ
 以テ專賣制ニ基キ官ニ於テ收納苦汁ニ對スル貯藏施設ヲ設ケ之
 ガ適正圖滑ナル供給ト苦汁利用工業經營ノ安定ニ資スルノ要ア
 リ

(3) 鹽ニ苦汁利用工業ノ確立ヲ圖ル爲ニハ右ノ外苦汁生産費ノ變動
 如何ニ拘ラス原料苦汁ヲシテ一定ノ低廉ナル價格ニ安定セシム
 ルノ要アルヲ以テ專賣制ヲ實施シ苦汁利用工業ニ對スル買渡價
 格ヲ一定シ收納價格トノ間ノ調整ヲ爲スルノ要アリ

石ノ如キ地田ニ基キ釐金專賣規則ノ對象ニ否汁ヲ加フルニ件ヒ
官制ニ付テモ必要ナル改正ヲ加ヘントス

内務省

規格 第4

M-0058



臺灣總督府專賣局官制 抄

第一條 臺灣總督府專賣局ハ臺灣總督ノ管理ニ屬シ左ノ專務ヲ掌
理ス

一 鹽、粗製樟腦、樟腦油、煙草、酒類、酒精、燐寸及石油ノ
專賣ニ關スル事項

二 阿片ノ購買、保管、製造及検査ニ關スル事項

三 鹽田ニ關スル事項

四 度量衡器及計量器ノ製造、修理、販賣及取締其ノ他ノ度量
衡及計量ニ關スル事項

内務省

規格 B4

M-0058

0379

日	第
第	第
號	號
送受	送受
月	月
月	月
日	日

九月一日
 日肉儀上程ノ景定ニ付近
 日
 布ノ復込下リ

M-0058



大日本帝國政府

電報 訳文

昭和十九年八月三日 受

台灣總督府 審議室

岸田事務官 発

橋爪總務課長宛

苦慮^計專賣實施ニ関スル專賣局官制改正ノ件

公布豫定至急送乞フ。

(國定規格B21×215mm)



